

山梨県公報

号外第三十九号

平成二十四年

六月二十八日

木曜日

目次

監査委員

○監査の結果に基づく措置状況……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十四年六月二十八日

山梨県監査委員	古屋博敏
同	中込孝元
同	中村正則
同	河西敏郎

1 定例監査

- (1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成24年3月15日発行(山梨県公報号外第十号)山梨県監査委員告示第一号のとおり
- (2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった所属が講じた措置の内容

○企画県民部関東地域県民センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年9月16日
委員監査 平成23年10月21日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年6月
- 3 監査の結果
指摘事項 1件 (給与1)
給与事務において著しく不適切な事務処理があった。
1) 扶養手当の認定において、配偶者の年間所得が130万円を越え認定要件を欠いていたが、この確認を行わず扶養認定を続け、198,994円の過払いとなっていた。

指摘事項に対して講じた措置

- 1) 直ちに認定取消しを行い、過払い金を返還させた。
扶養手当の認定において、確認体制の改善を行うとともに、併せて職員への制度の周知を徹底する。

○企画県民部関東地域県民センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年9月21日
委員監査 平成23年10月18日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年6月
- 3 監査の結果
指摘事項 1件 (収入1)
1) 行政財産使用許可に伴う必要経費(水道料、LPガス料)の算定において、合同庁舎の職員人数で按分しているが、誤った人数で算定したため、2ヶ月分過小となっていた。

指摘事項に対して講じた措置

- 1) 指摘に基づいて9月に調定を行い、4月～8月分の追加徴収を行った。
次年度以降においては、各事務所の組織図で確認するとともに、各事務所の総務担当者との員数の相互確認を行うこととした。

○総務部総合県税事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月28日
委員監査 平成24年1月20日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年8月
- 3 監査の結果
指摘事項 5件 (収入2、物品2、財産1)
1) 収入について、次のとおり収入未済があった。
県税に係る過年度分 平成22年度決算時 平成23年10月末現在

【間接税】

旧法による税		
特別地方消費税	1,989,504円	35,953円
料理飲食等消費税	495,022円	495,022円
軽油引取税	2,222,153円	2,222,153円

ゴルフ場利用税	91,024,431円	91,024,431円
軽油引取税	24,643,611円	0円
県たばこ税	3,098円	0円
〔直接税〕		
個人県民税	2,490,783,540円	2,212,476,034円
法人県民税	35,236,463円	25,170,850円
個人事業税	84,558,804円	65,471,023円
法人事業税	52,719,155円	37,356,312円
不動産取得税	437,016,704円	373,732,668円
自動車税	463,022,070円	315,247,182円
飲区税	74,000円	74,000円
合 計	3,683,788,555円	3,123,305,628円

2) 公売物件にかかるとる滞納処分費(不動産鑑定料)の収入未済額(平成22年度未202,650円)について、平成22年度から平成23年度への繰越しが行われていなかった。

3) 収入印紙の受払簿の事務引継ぎについて、財務規則第264条第2項に規定する帳簿末尾空白への年月日の記載並びに前任者及び後任者の記名押印がなされていなかった。

4) 財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認において、物品出納員へ確認済みとして報告されていた備品の中で現品確認ができないものがあった。

5) 行政財産使用許可(郵便ポスト)に係る土地使用料の算定において、土地の使用期間が1ヶ月に満たないとき及び駐車場その他の設備の利用に伴って土地が使用されるときに該当していないにもかかわらず5%の消費税等相当額を加算していたことから使用料が過大に徴されていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 毎年度策定している「脱収確保対策」に基づき、徴収率向上と滞納額縮減を目標に掲げ職員一丸となって、次のとおり取組んでいる。
 - ・脱税段階での対策としては、電話による課税内容の説明、コンビニ収納の促進、夜間納税相談の実施など、円滑な納税促進のための納税環境整備に努めている。
 - ・未納者に対しては、督促状発行前に電話等で早期納税を促すとともに、資金繰りや経営状況などの情報を収集・活用して早期の対応を図っている。
 - ・滞納者への対策としては、現在課税に特化した文書催告を早期に回数を増やして実施するとともに、財産調査や差し押さえに加え、インターネット公売や不動産公売の実地等により滞納整理の一層の強化・推進に努めている。
 - ・個人県民税については、「山梨県滞納整理推進機構」と連携を図るとともに、地方税法第48条による徴収引継ぎの本格導入に向けた取組みを進めている。
- 2) 平成23年度に繰越しが行われなかったことについては、財務システムのエラーによりこの予定のみ繰越し処理が行われず、収入未済額が0円となったことが判明した。このため、財務システムに収入未済額の繰越し処理を実施した。
- 3) 今後、記名押印を亡失することのないよう財務規則に則って事務処理を行う。
- 4) 現品は既に棄却されていたため、物品管理システムにより返納・棄却の処理を行った。
- 5) 平成24年2月29日付けで行政財産使用許可を変更(使用料の減額)した後、使用料の測定減額を行い、過大徴収分について、平成24年3月29日に返還が完了した。

○福祉保健部 中北保健福祉事務所 (本所)

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年9月22日
委員監査 平成23年10月27日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年6月
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

〔一般会計〕

①児童措置費負担金	過年度分 先数 1件 33,000円
②父子福祉資金貸付金償還金	過年度分 4,551,098円 平成23年度分 127,200円 合計 先数 6件 4,678,298円

〔特別会計〕

①母子福祉資金貸付金償還金	過年度分 83,855,708円 平成23年度分 1,777,170円 合計 先数 165件 85,632,878円
②養育福祉資金貸付金償還金	過年度分 12,334,756円 平成23年度分 14,333円 合計 先数 16件 12,349,089円
③母子福祉資金連約金	過年度分 先数 8件 73,188円

指導事項に対して講じた措置

1) 歳入についての収入未済については、定期的に訪問を行い償還を促した結果、平成23年11月17日に収入済となった。

母子・養育・父子福祉資金の収入未済については、昨年度に引き続き、長期未償還者や滞納額が大きい者50名につき取組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行っている。平成23年度の強化対策としては、訪問215回(うち夜間訪問10回)、電話236回、手紙94回、住所調査6回、来所23回の延べ574回滞納者と接触を図り、償還指導を行った。

今後も個々の状況に応じたきめ細かな償還指導を行う。

〔一般会計〕(括弧内は予備監査日時点と平成24年2月29日現在との件数・未収額の比較。以下同じ。)

①児童措置費負担金	過年度分 先数 0件 (△11件) 0円 (△33,000円)
②父子福祉資金貸付金償還金	過年度分 4,518,598円 (△32,500円) 平成23年度分 127,200円 (増減なし) 合計 先数 5件 (△11件) 4,645,798円 (△32,500円)

〔特別会計〕

①母子福祉資金貸付金償還金	過年度分 81,705,119円 (△2,150,589円) 平成23年度分 1,724,740円 (△52,430円) 合計 先数 160件 (△5件) 83,429,859円 (△2,203,019円)
②養育福祉資金貸付金償還金	過年度分 12,063,444円 (△271,312円) 平成23年度分 14,333円 (増減なし) 合計 先数 16件 (増減なし) 12,077,777円 (△271,312円)
③母子福祉資金連約金	過年度分 先数 7件 (△11件) 72,828円 (△360円)

○福祉保健部 中北保健福祉事務所 (峡北支所)

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年9月13日
委員監査 平成23年10月17日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年6月
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 養育医療費の自己負担分 平成19年度分 先数 1件 2,600円

指導事項に対して講じた措置

1) 歳入についての収入未済について
 養育医療費自己負担分収入未済については、電話による連絡、文書による督促など早期徴収のための対応を行ってきたが、当該納入義務者は、養育医療受給児が県内医療機関入院中に愛知県へ転出しており、電話連絡をしても既に回線が使用されており、文書を送付しても反応がない状況である。
 今後も納入義務者の所在調査や電話、文書による督促を続ける。

○福祉保健部健康福祉事務所

1 監査実施年月日 予備監査 平成23年9月22日
 委員監査 平成23年10月27日

2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年6月

3 監査の結果

指導事項 2件 (収入1、支出1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 [一般会計]

①養育医療費

過年度分 先数 1件 7,800円

②父子福祉資金貸付金償還金

過年度分 先数 1件 1,112,000円

[特別会計]

①母子福祉資金貸付金償還金

過年度分 11,571,407円 平成23年度分 282,822円 合計 先数 23件 11,854,229円

②寡婦福祉資金貸付金償還金

過年度分 1,790,450円 平成23年度分 53,100円 合計 先数 2件 1,843,550円

③母子福祉資金違約金 過年度分 先数 1件 4,775円

2) 会議用飲物購入代金の支払いにおいて、財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払いを行っていた。

指導事項に対して講じた措置

1) 養育医療費過年度分 1件 7,800円の収入未済については、未納者に対し督促状を送付するとともに、電話や自宅訪問による督促を行ってきたところ、平成23年10月14日に支払いが完了された。
 父子福祉資金、母子福祉資金、寡婦福祉資金、母子福祉資金違約金の収入未済については、2ヶ月以上の滞納があった場合、郵送、電話、訪問等により現在の状況を聞き取りし、現状可能な償還計画を作成し、現金または納付書により毎月償還するよう指導を行っている。
 所在が不明になった滞納者については、償還指導がとぎれないよう、住民票を取り寄せ転出先の調査を実施している。
 失業等により収入が無くなり、償還が困難なケースについては、ハローワーク等と連携し就労支援を行っている。
 2) 支出命令用チェックリストに請求年月日のチェック項目を追加した。

○福祉保健部健康福祉事務所

1 監査実施年月日 予備監査 平成23年9月28日
 委員監査 平成23年10月18日

2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年6月

3 監査の結果
 指導事項 3件 (収入1、支出2)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 [一般会計]

①生活保護費返還金

過年度分 先数 23件 23,925,019円

[特別会計]

①母子福祉資金貸付金償還金

過年度分 4,884,776円 平成23年度分 8,800円 合計 先数 12件 4,893,576円

2) 第70回日本公衆衛生学会総会の参加費の前渡資金の精算において、財務規則第72条第2項の規定による5日を超えて精算されていた。

3) 介護用自動車購入等助成事業費補助金において、実施要綱第4条では、介護用自動車購入に係る契約締結前に助成金の申請を行うことと規定されているが、契約締結後に助成金の申請が行われているものが1件あった。

指導事項に対して講じた措置

1) 指導事項に係る収入未済額については、次の措置を講じており、引き続き収入未済額の縮小に向け取組みを強化していく。
 [一般会計]

①生活保護費返還金の収入未済については、町と連携して一括返済が困難な者に対して訪問や文書により納付を促すとともに、分納による返済の履行を図っている。
 収入未済額

生活保護費返還金 過年度分 23,756,019円 (先数23件)

[特別会計]

①母子福祉資金貸付金の収入未済については、償還計画に基づく償還が困難となり分納している償還者に対しては面談による償還指導を行い、また、納付が遅れた者に対しては、面談を実施し債務確認と分納額の見直しを行っている。
 収入未済額の状況

母子福祉資金貸付金償還金 合計 4,628,162円 (先数12件)

2) 「財務規則に則った会計事務の執行」のため、会計事務チェックリストや事務処理マニュアル等を活用し、適正な事務処理に努める。

3) 申請手続きに一部不備があったが、事業は補助目的に沿って実施されていた。今後は、申請書の内容を補助金交付要綱に照らし合せ厳正にチェックすることとした。

○福祉保健部富士・東部保健福祉事務所

1 監査実施年月日 予備監査 平成23年9月30日
 委員監査 平成23年10月31日

2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年6月

3 監査の結果

指導事項 2件 (収入1、支出1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 [一般会計]

①父子福祉資金貸付金償還金

過年度分 先数 2件 900,500円

②生活保護費返還金

過年度分 先数 3件 2,027,098円

[特別会計]

①母子福祉資金貸付金償還金

過年度分 20,420,013円 平成23年度分 1,008,151円 合計 先数 40件 21,428,164円

②寡婦福祉資金貸付金償還金

過年度分 先数 7件 3,779,777円
 ◎母子福祉資金違約金
 過年度分 1,750円 平成23年度分 20,828円 合計 先数 34件 22,578円
 2) 山梨県ひとり親家庭医療費助成事業補助金について、当該補助金交付要綱第6条に「市町村長は、この補助金にかかる申請について補助金交付申請書を7月末日までに知事に提出しなければならぬ」と規定されているが、申請を行った12市町村長すべてについて申請期限をすぎた9月に申請を受理していた。

指導事項に対して講じた措置
 1) 母子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金については、文書や訪問による真摯指導、連帯保証人や連帯借受人への協力依頼等を続け、今後も収入未済金の回収に努め債権管理の適正化を図る。

収入未済額
 ・ 母子福祉資金貸付金 回収済み 1,913,129円 収入未済 先数 37件 19,515,035円
 ・ 寡婦福祉資金貸付金 回収済み 65,000円 収入未済 先数 7件 3,714,777円
 ・ 父子福祉資金貸付金 回収済み 120,000円 収入未済 先数 2件 780,500円
 生活保護費返還金についても、文書や訪問で督促し分割の納付を約束するも不履行な状態が続いている。今後も継続して未収金の回収に努める。
 2) 「山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱」中の当該補助金交付申請書の提出状況の確認が遅れ、提出期限後に未提出であることが判明し、直ちに市町村に補助金交付申請書の提出依頼をしたため、9月の提出となった。
 申請手続きに一部不備があったが、事業は目的に沿って実施された。
 今後は、山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱に基づき適正な処理を行う。
 なお、平成23年度分については、提出期限内に申請を受理している。

○福祉保健部女性相談所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月15日
- 2 監査対象期間 平成22年10月～平成23年9月
- 3 監査の結果

指導事項 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 行政財産使用料 過年度分 先数 1件 3,000円

指導事項に対して講じた措置
 1) 収入未済の回収に努めた結果、平成24年2月2日に1,000円、平成24年2月28日に2,000円が納入され、収入未済を解消した。

○福祉保健部中央児童相談所（こころの発達総合支援センター）

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月2日
- 2 監査対象期間 平成24年2月6日
- 3 監査の結果

指導事項 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 一時保護委託費過払い返還金 過年度分 先数 5件 277,240円

指導事項に対して講じた措置
 1) 収入未済の回収に努めた結果 4件 227,240円が納付された。残金についても引き続き電話や文書により納入をお願いしていく。

○福祉保健部留置審判部

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月1日
- 2 監査対象期間 平成22年10月～平成23年9月
- 3 監査の結果

指導事項 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 一時保護委託費過払い返還金 過年度分 先数 1件 29,240円

指導事項に対して講じた措置
 1) 収入未済の回収に努めた結果、20,000円が納付された。残額についても引き続き電話や文書により督促を行う。

○福祉保健部甲陽学園

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月2日
- 2 監査対象期間 平成22年10月～平成23年9月
- 3 監査の結果

指導事項 3件 (収入1、給与1、財産1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 児童福祉施設費負担金 過年度分 663,070円
 平成23年度分 89,755円 合計 先数 13件 752,825円
 2) 通勤手当の認定について、事実の生じた日が月の中途であったが、額の改定の認定が当該月からとなっており、本来なら翌月から減額すべきところ、当該月から減額したため、支給不足となっていた。
 3) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項の規定に基づく移動報告が提出されていないものがあった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 収入未済について
 未納者は全て児童が措置解除（退園）となっている保護者であり、その多くが措置解除後、数年が経過している。そのため、従来から行っている戸別訪問や郵送等による納付依頼を継続し、納付への理解を求めるとともに、分割納付の活用や納付書の再発行等を行って、個別の事情に即した対応を行っている。
- 2) 通勤手当について
 1月分の給与において訂正を行い、不足分について支給した。
- 3) 公有財産の移動について
 平成24年 2月24日付け甲陽第2112号により、報告を行った。

○福祉保健部あけぼの医療福祉センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月21日
- 2 監査対象期間 平成22年10月～平成23年9月
- 3 監査の結果

指導事項 3件 (収入1、契約2)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 ①児童福祉施設設備負担金 過年度分 7,432,372円 平成23年度分 338,274円 合計 先数 15件 7,770,646円
 ②あけぼの医療福祉センター使用料

- 過年度分 3,000,274円 平成23年度分 470,549円 合計 先数 30件 3,470,823円
- 2) 医薬品等の単価契約の契約書に予定数量の記載のないものが14件認められた。
 - 3) 自動車開閉装置保守点検委託契約書に、契約保証金免除の条項が記載されていなかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 文書や電話等で督促を行うとともに、大口滞納者については保護者等との面談の機会を設けることや家庭訪問などを通じて未収金の早期納入を働きかけている。今後も未収額の縮減に向けて、積極的に取組んでいくこととする。
- 2) 平成23年度の契約については、変更契約を行い予定数量を記載した。今後は、医薬品等の単価契約にあたっては、複数職員でチェックリストなどによる関係書類等の審査を確実にしていく。
- 3) 平成23年度の契約については、変更契約を行い契約保証金の免除条項を追加した。今後は、委託契約にあたっては、複数職員でチェックリストなどによる関係書類等の審査を確実にしていく。

○福祉保健部育精福祉センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月9日
委員監査 平成24年2月9日
- 2 監査対象期間 平成22年10月～平成23年9月
- 3 監査の結果

指導事項 3件 (収入2、支出1)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

- ①児童福祉施設費負担金
過年度分 1,238,751円 平成23年度分 49,900円
合計 先数 16件 1,288,651円
- ②育精福祉センター使用料
過年度分 382,443円 平成23年度分 111,600円 合計 先数 4件 494,043円
- ③雑入
過年度分 10,734円 平成23年度分 2,480円 合計 先数 2件 13,214円

- 2) 現金収納(生産物売払金)において財務規則第45条に規定する期限までに払込みがなされていなかった。
- 3) 職員の社会保険料の控除金額に誤りがあり雑部金の残高も一致していなかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 個別に電話連絡等の対応を行うとともに、平成24年3月19日付けですべての債務者に対し督促状を再送付するなど集中的に滞納整理を行い、未済額の減額に努めている。また、公法上の債権で消滅時効が完成しているものについては、不納欠損処分を行った。

この結果、上記未済の内、平成24年4月10日現在収入未済は、

- ①児童福祉施設費負担金 過年度分166,981円 平成23年度分 16,500円
合計 先数 5件 計183,481円 (1,105,170円の減)
- ②育精福祉センター使用料 過年度分 322,200円 平成23年度分111,600円
合計 先数 2件 計433,800円 (60,243円の減)
- ③雑入 過年度分 0円 平成23年度分 0円 計 0円 (13,214円の減)

- 2) 改めて、財務規則第45条に規定する期限について生産物担当職と総務課で周知徹底を図った。なお、平成23年5月30日以降は規則どおりの対応を行っている。
- 3) 在籍している職員については、12月の報酬で調整を行い、退職した職員については、毎納付書により払込済である。現在は残高は一致している。また、雑部金受払簿により毎

月入金、出金のチェックを行っている。

○福祉保健部富士ふれあいセンター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月7日
委員監査 平成24年2月1日
 - 2 監査対象期間 平成22年10月～平成23年9月
 - 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (財産1)
- 1) 行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づき動報告が提出されていないものがあった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 移動報告が提出されていないものについて、移動報告書を提出し公有財産台帳の更新手続きを依頼した。

○福祉保健部衛生環境研究所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月7日
委員監査 平成24年2月7日
 - 2 監査対象期間 平成22年10月～平成23年9月
 - 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (物品1)
- 1) 物品の購入において、財務規則第137条第3項に予定価格が10万円以上のときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないと規定されているが1者しか見積書を徴していなかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 本件は、見積合せにおいて2者に見積り依頼したところ辞退があったため、1者から見積書を採用した。今後は、2者以上から見積書を徴することとした。

○森林環境部森林総合研究所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年10月13日
委員監査 平成23年11月10日
 - 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年7月
 - 3 監査の結果
- 指導事項 なし
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
【特別会計】雑入 昭和59年度分 先数 1件 255,000円

指導事項に対して講じた措置

- 1) 毎年、滞納繰越処理を行い、納付書を発送しているが、宛先不明で返戻される。本件は、破産手続が終了した法人に対する債権の不納欠損処分には該当しないため、平成23年度の全庁的な不納欠損処分はできなかった。今後も引き続き本庁と協議しながら不納欠損処分の手続きを進める。

○産業労働部工業技術センター(ワインセンター)

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年10月31日
委員監査 平成23年11月29日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年7月

3 監査の結果
指図書事項 2件 (収入1、給与1)
収入事務及び給与事務において著しく不適切な事務処理があった。

1) 平成23年度分の自動販売機の設置等に係る行政財産使用料及び使用に伴う必要経費が測定されていなかった。
監査対象期間の行政財産使用料 8件 384,021円
使用に伴う必要経費 6件 143,666円 合計 527,687円

2) 醸造技術エキスパート育成事業のフランス派遣研修に係る旅費を派遣予定者に概算払いを行ったところ、研修が中止となったことから、概算払いを受けた旅費の返納が生じ、既に支払った航空券の取消料等を差し引いた残金を派遣予定者から返納させているが、その返納手続きが、残金確定日から大幅に遅延していた。返納額 3,233,252円

指図書事項 1件 (収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

①機械使用料 過年度分 42,330円
平成23年度分 7,460円 合計 先数 4件 49,790円
②行政財産使用に係る必要経費 平成22年度分 1件 3,740円

指図書事項に対して講じた措置

1) 未測定となっていた行政財産使用料及び使用に伴う必要経費については、平成24年2月に測定を行い納入を確認した。

今後は、会計事務自己点検表を活用するなかで、適時に測定を行い、事務処理に遺漏のないよう努めていくこととした。

2) 旅費の返納手続きについては、平成22年11月末には残金が確定していたが、平成22年12月27日に納入通知書を作成し、平成23年1月11日に納入された。

今後は、旅費の概算払いを行った場合については、速やかに精算処理を行い、事務処理に遺漏のないよう努めていくこととした。

指図書事項に対して講じた措置

1) 機械使用料の過年度分未収金は、平成17年5月に倒産したA社及び平成18年12月に倒産したB組合に係るものである。両債務者については、破産による清算完了により法人等は消滅し、配当なしということが決定されているので、平成24年3月に不納欠損処理を行った。

平成23年度分の未収金 2件 7,460円については、電話催告や訪問により納入を促し、2件とも納入された。

②平成23年3月分の行政財産使用に伴う必要経費の未収金であり、平成24年3月に納入された。

今後は、未収金一覧により定期的に未収金の確認を行い、未収金がある場合には電話催告等により納入を促し、未収金の解消に努めていく。

○産業労働部畜工工業技術センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年10月31日
委員監査 平成23年11月29日
 - 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年7月
 - 3 監査の結果
- 指図書事項 1件 (収入1)
1) 給与資金前渡職員口座に8月に発生した普通利息について、収入測定が遅延し翌年2月に行っていた。

指図書事項に対して講じた措置

1) 今後は、普通利息の発生を早期に見察するため、定期的に通帳を記載し利息発生の有無を確認していくこととした。

○産業労働部産業技術短期大学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月11日
委員監査 平成23年12月19日
 - 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年8月
 - 3 監査の結果
- 指図書事項 2件 (収入1、物品1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

授業料 過年度分 802,950円 平成23年度分 1,460,000円
合計 先数 10件 2,262,950円
2) 備品の管理において、既に棄却されているながら、財務規則第164条第2項に規定する物品棄却調書が作成されていないものがあつた。

指図書事項に対して講じた措置

1) 過年度分の中の3件(2名分)については、債務承認及び分割納付誓約書が提出されており、分割による納付を受けている。また、平成23年度分の未収金については、納付指導及び分割納付手続きにより、695,000円の未収金を回収した。

今後も引き続き担当指導員と共に納付指導を行い、未収金回収に努める。

平成14,15年度からの未収金3件(2名分)についても、引き続き文書及び家庭訪問等による督促を継続実施する。

2) 物品棄却調書については、書類管理の不備により当日提示することができなかった。今後は、担当が常に現況把握できているよう、必要書類の適切な管理に努める。

○産業労働部峡南高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月15日
 - 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年9月
 - 3 監査の結果
- 指図書事項 1件 (財産1)

1) 行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づき移動報告が提出されていないものがあつた。

指図書事項に対して講じた措置

1) 速やかに移動報告を行った。
今後は、公有財産事務取扱規則に則って適切に移動報告を行う。

○農政部西部家畜保健衛生所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月15日
 - 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年9月
 - 3 監査の結果
- 指図書事項 1件 (給与1)

1) 通勤車の通勤距離が、「一般に利用しうる最長の経路の長さ」でないものを誤って認定し、通勤手当が過払いとなっているものがあつた。

指図書事項に対して講じた措置

1) 該当者については、通勤手当過払い分の払い入を速やかに実施した。
今後は、届出された通勤距離を、職員全員について地図ソフト等を利用して精査する。

○農政部水産技術センター(忍野支所)

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年10月14日
委員監査 平成23年11月10日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年7月
- 3 監査の結果
指導事項 1件 (財産1)
1) 取得用地に未登記のものがあつた。
過年度分 5筆

指導事項に対して講じた措置

1) 水産技術センター敷地は、昭和47年前後に魚苗センター用地として約300筆を買収した。
平成23年度、「収用裁決手続開始」登記を法務局と協議の上、4筆抹消し、現在確認している未登記は、5筆349㎡である。
買収から39年ほどが経過し、平成6年には、買収土地は国土調査による地積変更、合筆などが行われている。また、買収契約者も故人となり、未登記土地には世代を代えて権利関係が複雑になっているのが現状である。
未登記の状況把握、権利関係等の調査等を引き続き行い、未登記の解消の可能性を探り、できるものから登記を進めていきたい。

○農政部総合農業技術センター(病害虫防除所)

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年10月14日
委員監査 平成23年11月18日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年7月
- 3 監査の結果
指導事項 1件 (契約1)
1) 契約金額が150万円を超える物品購入の契約において、財務規則第105条の規定に基づく契約書を取り交わすべきところ、契約書を作成せず請書を徴していた。

指導事項に対して講じた措置

1) 今後は、財務規則第105条の規定に基づき、150万円を超える物品購入契約は、契約書により売買契約の締結を行うものとし、物品要求書チェック表により誤りがないかを確認することとした。

○農政部果樹試験場

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年10月18日
委員監査 平成23年11月16日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年7月
- 3 監査の結果
指導事項 2件 (契約1、財産1)
1) デジタルマイクログロスコープのレンタル契約の見直しにおいて、見積書の提出日が、当該契約日より後の日付となつていているものがあつた。
2) 行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づく移動報告が提出されていないものがあつた。

指導事項に対して講じた措置

1) 契約時における書類確認の不備のため生じた事項であるため、今後は、担当のチェックリストに応じて一層細かい確認を行い、契約時には十分注意して事務処理を行うこととする。
2) 平成23年10月27日、行政財産使用許可移動報告書を提出した。
今後は、所属で作成した「行政財産使用許可一覧」に基づき、遺漏のないように事務

処理を行うこととする。

○農政部専門学校農業大学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年10月18日
委員監査 平成23年11月24日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年7月
- 3 監査の結果
指導事項 1件 (契約1)
1) 北杜市観光協会との生産物委託販売契約において、委託契約書第3条に定める生産物の取引数量を記載した納品書が作成されていないことがあつた。

指導事項に対して講じた措置

1) 指導のあつた事項については、平成23年11月取扱い分から、取引数量を記載した伝票を作成し、生産物の出荷、返品時に北杜市観光協会に渡すこととした。

○県土整備部中部横断自動車道推進事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年10月7日
委員監査 平成23年11月10日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年7月
- 3 監査の結果
指導事項 3件 (収入1、財産2)
1) 行政財産使用許可に係る平成22年11月分の自動販売機電機料の算定において、積算誤りにより過大調定し徴収したが、この誤りについて、減額調定を行うべきところを、12月分と1月分の自動販売機電機料の請求額と相殺して処理を行つていた。
2) 取得用地に未登記のものがあつた。
平成23年度分 3筆 (予備監査日現在)
3) 中部横断自動車道推進事務所敷地内にある変電設備及び発電設備について、公有財産事務取扱規則第50条第1項に規定する移動報告がされていなかった。

指導事項に対して講じた措置

1) 既に過年度に収納済みであり、収納金額に過不足はないことから、以後、積算誤りのないよう前年度比較表を作成し、チェック体制の強化を図つた。
2) 平成23年10月28日付けで、全て登記を完了した。
3) 平成23年10月28日付けで、公有財産移動報告書を提出した。

○県土整備部新築状・西閉東道路建設事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年10月5日～6日
委員監査 平成23年10月31日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年7月
- 3 監査の結果
指導事項 2件 (給与1、財産1)
1) 住居手当の支給要件喪失事由が発生したが、住居届が提出されないうまま認定していた。
平成22年度分 2筆 (予備監査日現在)

指導事項に対して講じた措置

1) 支給要件の喪失の住居届を提出させた。今後は、各種規則の確認を行い、適切な事務処理を心がけていくこととする。
2) 今後は、登記に向け、定期的に進行管理するための会議を開催し、一層の処理促進を図っていくこととした。

○県土整備部大門・塩川ダム管理事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年10月11日
委員監査 平成23年11月18日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年7月
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (その他1)
- 1) 財務規則第262条に規定されている収入通知者又は支出命令者の事務引継書が作成されていなかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 速やかに事務引継書を作成し、新旧支出命令者による書類の引継ぎを行った。今後は、このようなことがないように支出命令者が交代したときは、書面にて確実に引継ぎを行うこととする。

○県土整備部深城ダム管理事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年10月24日
委員監査 平成23年12月16日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年7月
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (物品1)
- 1) 郵便切手類受払簿の物品取扱者の事務引継ぎについて、財務規則第264条第2項に規定する帳簿末尾余白への年月日の記載、前任者及び後任者の記名押印がされていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 郵便切手類受払簿末尾余白へ引継ぎ実施年月日の記載、前任者及び後任者の記名押印を行った。

○中北教育事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年1月17日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年10月
- 3 監査の結果
- 指導事項 4件 (収入2、給与2)
- 1) ことぶき勸学院の基本学習費について、財務規則第44条に基づき現金で収納できない経費を現金で取り扱っていた。
- 2) 管内5小中学校の各所属給与資金前渡職員口座に利息が発生したが、小中学校での通帳記載及び教育事務所への連絡が遅れたため、利息の勘定が遅延しているものがあった。
- 3) 管内3小学校において、代替職員等に係る給与が、所属の給与資金前渡職員口座に長期間滞留しているものがあった。
- 4) 管内の中学校において、住居手当の支給終期に誤りがあり1ヶ月分が不支給となっていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) ことぶき勸学院の基本学習費については、社会教育課において県の財務会計システムを利用して勘定伺いを行い、各学生に直接納入通知書を送付し、金融機関へ納付する形態に改めることとした。
- 2) 管内小中学校に対し、資金前渡職員口座の適正な取扱いを通知した。
- 3) 管内小中学校に対し、資金前渡職員口座の適正な取扱いを通知した。
- 4) 該当中学校に対し、住居手当の支給終期の認定を訂正するよう指導し、不支給となった

ていた住居手当が支給された。

○峡東教育事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月11日
委員監査 平成23年12月22日
- 2 監査対象期間 平成22年11月～平成23年8月
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)
- 収入事務において著しく不適切な事務処理があった。
- 1) ことぶき勸学院の事業に係る平成23年度の東山梨学園及び東八代学園の学院生110人から基本学習費として徴収した現金の一時71万円を亡失した。この経費は、財務規則第44条に基づき、現金で収納できない経費であるが、現金で取り扱っていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) ことぶき勸学院の基本学習費については、社会教育課において県の財務会計システムを利用して勘定伺いを行い、各学生に直接納入通知書を送付し、金融機関へ納付する形態に改めることとした。
- また、現金の亡失については、再発防止策として、次のとおりの措置を講じた。
- ①金庫の鍵の保管方法について、チェック項目を定め複数職員により確認することとした。
- ②合同庁舎内の各事務所が独自に管理してきた鍵を一元化する方法に改めた。

○峡南教育事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年1月17日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年10月
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) ことぶき勸学院の基本学習費について、財務規則第44条に基づき現金で収納できない経費を現金で取り扱っていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) ことぶき勸学院の基本学習費については、社会教育課において県の財務会計システムを利用して勘定伺いを行い、各学生に直接納入通知書を送付し、金融機関へ納付する形態に改めることとした。

○富士・東部教育事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月15日
委員監査 平成24年1月11日
- 2 監査対象期間 平成22年11月～平成23年8月
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) ことぶき勸学院の基本学習費について、財務規則第44条に基づき現金で収納できない経費を現金で取り扱っていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) ことぶき勸学院の基本学習費については、社会教育課において県の財務会計システムを利用して勘定伺いを行い、各学生に直接納入通知書を送付し、金融機関へ納付する形態に改めることとした。

○総合教育センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月16日
委員監査 平成24年1月12日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年8月
- 3 監査の結果
指導事項 2件 (物品1、その他1)
1) 郵便切手類受払簿の物品取扱者の事務引継ぎについて、財務規則第264条第2項に規定する帳簿末尾余白への年月日の記載、前任者及び後任者の記名押印がされていなかった。
- 2) 財務規則第262条に規定する収入通知者又は支出命令者の事務引継ぎが作成されていたが、内容に不備があった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 郵便切手類受払簿帳簿末尾に記名押印した。
 - 2) 収入通知者又は支出通知者の事務引継書について財務規則を確認し、添付書類を訂正し作成した。
- 今後は、財務規則等で十分に確認しながら、「会計事務自己点検表」(年度当初・人事異動時)で点検し、適正に書類整備を行う。

○図書

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月30日
委員監査 平成24年1月31日
 - 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年8月
 - 3 監査の結果
指導事項 1件 (物品1)
1) 図書の管理において不明・未返却資料が次のとおり認められた。
- ①不明資料
平成20年度 167点 平成21年度 43点 平成22年度 336点 平成23年度 151点
合計 687点
- ②未返却資料
平成20年度 11点 平成21年度 4点 平成22年度 21点 平成23年度 193点
合計 229点

指導事項に対して講じた措置

- 1) 図書の管理について
 - ①不明資料
 - ・閲覧室へのカバン、袋物の持ち込みを禁止し、ロッカーの使用をお願いしている。
 - ・職員による書架エリアの巡視の強化や協力員による館内外の巡視により、資料の不法な持ち出し行為を抑制している。
 - ・利用案内や広報活動などを通じて啓発活動を行い利用マナーの向上を図っている。
 - ・新館では、盗難防止のためのICチップを利用したセキュリティゲートを設置する。
 - ②未返却図書
 - ・利用者登録の際、返却期限の厳守をお願いしている。
 - ・貸出の際、返却日を明記した期日票を貸出資料に添付し、返却期限の厳守をお願いしている。
 - ・返却期限が過ぎても返却されない場合は、館内規程に基づき、電話・はがきによる督促を行い、回収に努めている。
 - ・「山梨県立図書館資料貸出要項」に基づき、3回督促したにもかかわらず、資料の返却を怠ったときは、館外利用の停止措置をとり、再発防止を図っている。

○美術館 (文学館)

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月10日
委員監査 平成23年12月22日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年8月
- 3 監査の結果
指導事項 2件 (収入1、財産1)
1) 行政財産使用許可に伴う必要経費(電気料)の算定において、誤った面積により算定したため、4ヶ月分過大徴収となっていた。
- 2) 行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づく移動報告が提出されていないものがあった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 過大徴収金の返金(れいい出)を平成24年1月23日に行った。
 - 今後は、平面図を調査伺いごとに添付し、再発防止に努めることとした。
 - 2) 移動報告を提出し、公有財産台帳の貸付簿の更新を行った。
- 今後は、行政財産使用許可の事務処理後、直ちに移動報告書を提出することとし、担当職員の異動時にも確実に引継を行うようにする。

○考古博物館 (埋蔵文化財センター)

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月5日
委員監査 平成24年2月2日
- 2 監査対象期間 平成22年10月～平成23年9月
- 3 監査の結果
指導事項 1件 (財産1)
1) 行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づく移動報告が提出されていなかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 平成23年12月16日、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定による使用許可移動報告書を作成して提出した。
 - ① 行政財産使用許可(資料販売台)
(平成23年4月1日付け教委指令教考第33号)
 - ② 行政財産使用許可(自動販売機)
(平成23年4月1日付け教委指令教考第34号)
- 今後は、行政財産使用許可の事務処理後、直ちに移動報告書を提出できるよう、一連の書類を一括管理するなどとして、担当職員の交替時にも確実に引き継がれるよう対処する。

○博物館

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月9日
委員監査 平成23年12月22日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年8月
- 3 監査の結果
指導事項 1件 (支出1)
1) 県立博物館収集係補資料運搬業務に要する経費の支払いにおいて、財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払いを行っていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 請求書を持参した場合は、請求書受領時に日付けの記載のあることを確実に確認する。未記入のものがあれば、その場で記載を求める。
- 当博物館は、異業者との取引も多いため、契約時に請求書の日付けの記入につ

いて十分説明をする。

○北杜高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月11日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年10月
- 3 監査の結果

指導事項 3件 (収入1、財産1、契約1)

- 1) 行政財産使用料及び使用に伴う必要経費(電気料)の調定が遅延していた。
- 2) 学校体として借受けている財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項の規定に基づく移動報告が提出されていなかった。
- 3) 一般廃棄物処理委託契約において、積算価格が50万円を超えていたが、予定価格調書を作成していなかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 現在は、電気料が確認でき次第調定している。毎月末に調定が必要なものについて調定漏れがないか確認している。
- 2) 更新が10年に一度のみであり、手続きを熟知していなかったこと、また、年度末の繁忙期と重なったこと等により、移動報告を失念してしまっただ。
- 今後は、失念しないよう契約書に移動報告書のコピーを添付した。移動報告書を作成し報告済みである。
- 3) 今後は、経理事務に関するチェックリストにより確認していくこととする。

○韮崎高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月11日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年10月
- 3 監査の結果

指導事項 2件 (収入1、給与1)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
学校開放電気料 平成23年度分 先数2件 1,600円
- 2) 通勤手当の認定について、事実の生じた日が月の中途であったが、当該月から認定し過払いとなっていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 督促の結果、平成24年11月11日及び1月20日に併せて全額が納入された。
 - 2) 給与システムの入力の変更により、平成24年2月支給の給与によりれい入した。
- 今後は、財務規則及び給与条例等に基づき適切な処理を行う。

○韮崎工業高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月11日
- 2 監査対象期間 委員監査 平成23年12月20日
- 3 監査の結果

指導事項 2件 (収入2)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
授業料 過年度分 先数2件 86,100円
- 2) 授業料の過年度収入未済のうち地方自治法第236条の規定に基づく消滅時効が完成しているものについて、不納欠損処分がされていなかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 授業料 過年度分 先数2件86,100円については、電話・通知・家庭訪問等を行うこと

により、引続き納入を呼びかけていくこととする。
2) 消滅時効が完成しているものについては、担当課の高校教育課において不納欠損の手続きを進めている。

○甲府第一高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月11日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年10月
- 3 監査の結果

指導事項 2件 (契約2件)

- 1) 日直代行業務に係る契約において、単価契約にもかかわらず契約書に予定数量の記載がなかった。また契約保証金免除の条項の記載がなかった。さらに予定価格調書が作成されていなかった。
- 2) 廃棄物処理に係る契約において、単価契約にもかかわらず、契約書に予定数量の記載がなかった。また、予定価格調書が作成されていなかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 契約書に予定数量、契約保証金免除の条項を追加した。予定価格調書については、財務規則第127条関係通知、同規則第137条関係通知に基づき適正に処理することとする。
- 2) 契約書に予定数量を記載した。予定価格については、財務規則第127条関係通知、同規則第137条関係通知に基づき適正に処理することとする。

○甲府西高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月11日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年10月
- 3 監査の結果

指導事項 1件 (契約1)

- 1) 卒業式前夜の臨時常駐警備の業務委託請書に、契約保証金免除の条項の記載がなかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 記載漏れがないよう、業務委託請書の内容確認を複数の職員で確実に行う体制とした。

○甲府工業高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月17日
- 2 監査対象期間 委員監査 平成24年11月13日
- 3 監査の結果

指導事項 1件 (物品1)

- 1) 備品のテレビ15台の廃棄にあたって、財務規則第164条に基づく物品棄却調書の作成・決裁がなされないまま棄却され、調書の作成が遅延していた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 今後は、備品の購入・廃棄処分等について財務規則に則り適切な事務処理を行うようにする。

○甲府城西高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月17日
- 2 監査対象期間 委員監査 平成24年11月13日

- 3 監査の結果
指導事項 1件 (給与1)

1) 期間採用職員の通勤手当について、通勤届により届出があった高速道路(都留～甲府昭和 各10間)の利用について認定をせず、支給額が過小となっているものがあった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 平成22年4月及び平成23年4月に提出のあった通勤届については、それぞれ支給要件を満たしていることから認定をした。
その後、通勤実態を確認し不足分については、平成24年2月に追給した。
今後は、同様の事例が発生しないよう認定時のチェックを複数人で行うこととした。

○農林高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年1月17日
2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年10月
3 監査の結果

指導事項 2件 (収入1、給与1)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
授業料 過年度分 先数 2件 89,100円
2) 扶養手当において支給始期に誤りがあり、過払いとなっていた。また、扶養親族届の提出年月日、受理年月日、支給の始期、認定年月日が訂正されていたが、訂正印が押印されていなかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 授業料の収入未済については、全額収入済となつていている。
2) 扶養手当過払いは、れい入処理を行い訂正印も押印した。
今後はチェック体制の強化を図り、再発防止に努めていく。

○増穂商業高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月17日
委員監査 平成24年1月26日
2 監査対象期間 平成22年11月～平成23年8月
3 監査の結果

指導事項 2件 (収入2)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
授業料 過年度分 先数 4件 173,100円
2) 授業料の過年度収入未済のうち地方自治法第236条の規定に基づく消滅時効が完成しているものについて、不納欠損処分がされていなかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 未済金額 173,100円のうち 9,900円については、平成23年12月に収入済み。
2) 未済金額の残額 163,200円については、不納欠損処分を行うべく関係課と協議中。

○市川高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年1月11日
2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年10月
3 監査の結果

指導事項 2件 (収入2)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
学校開放電気料 平成23年度分 先数2件 4,060円
2) 行政財産使用許可について、平成23年4月分の自動販売機に係る電気料の調定にお

いて、按分計算の基礎となる全体の電気料額を誤ったため、過大徴収となつていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 収入未済については、回収に努めた結果、平成23年度分収入未済は解消されている。
2) 4月分の自販機設置に係る電気料の調定について、基礎となるべき電気料の総額が、3月の金額のままで、過大徴収となつてしまった。このため、平成24年2月に正しい額で処理した。

○陝南高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月18日
委員監査 平成24年1月26日
2 監査対象期間 平成22年11月～平成23年8月
3 監査の結果

指導事項 4件 (収入3、財産1)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
授業料 過年度分 先数 21件 1,250,646円
2) 授業料の過年度収入未済のうち地方自治法第236条の規定に基づく消滅時効が完成しているものについて、不納欠損処分がされていなかった。
3) 授業料の過年度収入未済のうち地方自治法第236条の規定に基づく消滅時効が完成しているものについて、一部を収納しているものがあつた。
4) 行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づく移動報告が提出されていないものがあつた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 毎年度、滞納者には数回の督促状の郵送を行い、郵送が届かない者について、今年度は変更先住所の調査を行い、督促を行っている。また、今年度は数回の個別訪問も併せて行っており、今後も粘り強く督促を続けていく方針である。
2) 授業料の過年度収入未済のうち地方自治法第236条の規定に基づく消滅時効が完成しているものについて、現在、所管課である高校教育課と不納欠損処理に向けて事務処理を進めている状況である。
3) 授業料の過年度収入未済のうち地方自治法第236条の規定に基づく消滅時効が完成して、一部を収納しているものについて、平成24年3月15日現在れい出済となつている。
4) 今後、行政財産使用許可を行った際は、速やかに公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づく移動報告を行うよう是正するとともに、移動報告の起案作成を促すようにする体制にした。

○身延高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月18日
委員監査 平成24年1月17日
2 監査対象期間 平成22年11月～平成23年8月
3 監査の結果

指導事項 1件 (財産1)

- 1) 行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づく移動報告が提出されていないものがあつた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 平成23年12月8日付けで移動報告書を提出した。
今後は、上記規則を始めとした法令等の遵守を徹底し、より適正な事務の執行に努める。

○山梨園芸高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月18日
委員監査 平成24年1月12日
- 2 監査対象期間 平成22年11月～平成23年8月
- 3 監査の結果
- 指導事項 2件
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
授業料 過年度分 先数 3件 126,900円
- 2) 平成23年度行政財産使用料(農場内NTT電柱敷設使用料)の調定が遅延していた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 過年度分授業料については、既に完納となった。
(平成23年11月24日 19,800円 11月28日 48,600円 12月21日 29,700円 12月22日 28,800円)
- 2) 行政財産使用料については、以後速やかに調定することとした。

○山梨高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年1月11日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年10月
- 3 監査の結果
- 指導事項 4件 (収入2、物品1、給与1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
授業料 過年度分 先数 1件 79,200円
- 2) 給与資金前渡職員口座の普通利息に係る収入調定が遅延していた。
- 3) 郵便ハガキについて、郵便切手類受払簿に受払とも記載されていたなかった。
- 4) 年末調整にかかる所得税還付金が給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 収入未済については、平成24年1月20日に全額納付された。
- 2) 今後は、常に給与資金前渡職員口座を記帳することとした。
- 3) 今後は、郵便切手類受払簿に郵便ハガキ分も記載することとした。
- 4) 今後は、全職員の給与支給を口座振替にするとともに常に給与資金前渡職員口座を記帳することとした。

○塩山高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月22日
委員監査 平成24年1月17日
- 2 監査対象期間 平成22年11月～平成23年8月
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
授業料 過年度分 先数 1件 168,300円

指導事項に対して講じた措置

- 1) 収入未済については、保護者に電話連絡し、納付を促したが解消されていない。
今後は電話だけでなく家庭訪問なども行っていく。

○都留高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年1月17日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年10月
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (契約1)
- 1) 日直代行業務に係る契約において、単価契約にもかかわらず契約書に予定数量の記載がなかった。また契約保証金免除の条項の記載がなかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 今後同様の契約を締結する際は、財務規則に則り、適切に記載するよう改善する。

○桂高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年1月17日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年10月
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (財産1)
- 1) 取得用地に未登記のものがあつた。
過年度分 5筆

指導事項に対して講じた措置

- 1) 取得用地の未登記については、主管している学校施設課と協議し、谷村工業高等学校との統合と併せ学校施設課で対応するとの指示を受けた。

○富士北桜高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月24日
委員監査 平成24年1月24日
- 2 監査対象期間 平成22年11月～平成23年8月
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (財産1)
- 1) 行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づく移動報告が提出されていないものがあつた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 移動報告がなされなかった行政財産使用許可について、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づき報告書を提出した。
- 今後は、許可の内容に変更があつた時は速やかに報告を行う。

○中央高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月30日
委員監査 平成24年1月27日
- 2 監査対象期間 平成22年11月～平成23年8月
- 3 監査の結果
- 指導事項 3件 (給与1、支出1、財産1)
- 1) 代替職員に係る給与が所属の給与資金前渡職員口座に長期間滞留しているものがあつた。
- 2) 期間採用教諭等の社会保険料の控除金額に誤りがあり、雑部金の残高も一致していなかった。
- 3) 行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づく移動報告が提出されていないものがあつた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 今後、給与の支払いについて、給与支払日において発行される給与明細書で口座振替が現金かの確認をするともに、所属の給与資金前渡口座の記帳確認を行っていく。
- 2) 誤りのあった社会保険料の控除額については、別月の給与支払時で調整した。これにより雑部金の残高は4月に一致した。
今後このようなことのないよう社会保険料の控除額に誤りがないかのチェックと雑部金から支払われる額が控除額と一致しているかのチェックを毎月怠らないようにしていく。
- 3) 平成24年4月24日付けで移動報告書を提出した。
今後、行政財産使用許可をした場合、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づき移動報告を行うようにする。

○おかげ支援学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月29日
委員監査 平成24年1月26日
- 2 監査対象期間 平成22年11月～平成23年8月
- 3 監査の結果
指導事項 1件 (給与1)
1) 住居手当において支給要件を具備していない職員を認定したため、住居手当が過払いとなっている。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 対象職員の住居手当認定を平成23年4月に遡って取消し、過払い額を平成23年12月支給分の給与で調整を行った。
今後は、誤りが起こらないよう住居手当に関する規則に則って適正な事務を執行することとする。

○やまびこ支援学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年1月17日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年10月
- 3 監査の結果
指導事項 3件 (支出2、給与1)
1) 就学奨励費 (平成22年12月から平成23年3月分) が次の算定誤りにより過払いとなっている。
・寄宿舎居住に伴う経費 (復具購入費) について、支区分がⅡと決定されたものは、補助単価の1/2を支給するところ10/10を支給していた。
・新入学児童生徒学用品費等及び通学用品購入費について支給額を誤っていた。

- 2) 就学奨励費に係る前渡資金の精算において、財務規則第72条第2項の規定による5日を超えて精算されていた。
- 3) 高速道路を利用する職員の通勤手当の算定において、高速道路の利用料金を誤ったため、過払いとなっていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 支払について再度精査した。過払いになる分については、調定の手続きに向け関係書類を整理している。
- 今後は、学証書類に基づき確認を徹底する。
- 2) 今後は、財務規則に基づき速やかに資金前渡の精算を行うよう管理の徹底を図る。
- 3) 平成23年度分については、平成24年3月分給与にて調整を行った。平成22年度分については、返納手続きが終了した。
今後は、認定の際に高速料金がわかる資料を添付し、正しい金額が記入されているかを確認する。

○富士見支援学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年1月17日
- 2 監査対象期間 平成22年10月～平成23年10月
- 3 監査の結果
指導事項 1件 (給与1)
1) J R 使用による旅費の支給において、往復同一区間でかつ片道 601km以上の乗車賃に対し、往復割引の適用をしなかったため過払いとなっていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 過払いとなっていた旅費については、往復割引を適用した運賃で再計算しれい入を行った。
今後は、遠距離の出張について事前に距離等の確認を行い、適正な執行に努めていく。

○ふじざくら支援学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年1月17日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年10月
- 3 監査の結果
指導事項 1件 (支出1)
1) 就学奨励費 (平成23年4月から6月分) において、学用品等購入費のうち通学用品は新入学児童・生徒学用品費等の支給を受けた者は対象とならないが、誤って支給し過払いとなっていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 過払い分については、3学期分の支払いにおいて調整を行った。
今後は、チェック担当者、決裁者についても、新しい学校づくり推進室が作成した事務処理の手引きを用いた所属内研修を実施して理解を深めるとともに、チェックリストを作成して決裁の際に活用することとした。

○甲府警察署

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月10日
- 2 監査対象期間 委員監査 平成23年12月20日
- 3 監査の結果
指導事項 1件 (収入1)
1) 平成22年度の待機宿舍 (美咲寮) の入居料の算定について、建物の経過年数適用等の錯誤があり入居料が過大に徴収されていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 平成22年度的美咲寮入居料について再計算を行い、過徴収分を平成24年4月4日に返還した。

○南甲府警察署

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月15日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年9月
- 3 監査の結果
指導事項 1件 (収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
小井川駐在所事務室修繕工事経費弁償金
平成22年度分 200,000円 平成23年度分 120,000円 合計 先数 1件 320,000円

指導事項に対して講じた措置
 1) 分割返済されていたところ平成22年6月分から未納が続き、債務者宅への連絡等を続けていたが、完済予定の平成23年10月分も未納となった。債務者からの弁済が見込まないことから火災保険の適用を受け、平成24年2月7日に残金は全て納められた。

○大月警察署

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月15日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年9月
- 3 監査の結果

指導事項 1件 (給与1)

- 1) 起任旅費の支給において、移転料の適用に誤りがあり、支給不足となっていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 錯誤した移転料を正しい金額で再計算し、平成24年1月17日に追給した。

2 財政的援助団体等監査

- (1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、平成24年3月22日発行（山梨県公報号外第十二号）山梨県監査委員告示第三号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	財団法人 やまなし文化学習協会
所 管 部 局	企画県民部
監査実施日	平成23年9月28日

(指導事項)

- 財務規程において、耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の工具器具及び備品については、固定資産台帳を備えて管理することとなっているが、サーバー及びネットワーク機器について固定資産台帳の作成及び登録がなかった。また定額法により減価償却が行われていなかった。

- コピー機の保守委託契約において、予定価格調書が作成されていなかった。

- 50万円以上の契約については予定価格調書の作成を徹底する。

監査対象団体	公立大学法人 山梨県立大学
所 管 部 局	総務部
監査実施日	平成23年8月29日、平成23年10月17日
	監査の結果
(指導事項)	講じた措置（又は今後の方針等）

- 会計事務取扱規程第2条において、理事長及び会計責任者の事務委任が規定されているが、伝票にかかる決裁が、会計事務取扱規程に定められた決裁区分と異なるものがあった。

- 授業料未収入金が、決算日現在、3,839,400円あった。

- 非常勤役員に傷害死亡保険が付保されているが、非常勤役員への支払規程が整備されていないかった。

- 会計事務取扱規程に定められた決裁区分に従い決裁するようにした。
- 未納者に督促を行ったところ、平成23年度末で3,214,800円が収入となった。残りの未納者に対しては、引き続き納付するよう督促を行う。
- 今後、非常勤役員に対する傷害死亡保険金の支払規程を整備する。

○ 水道・電気設備・エレベーター設備は、建物と区分して建物附属設備として減価償却することとなっているが、建物と区分しないでまとめて減価償却していた。

○ 減価償却明細書に全ての資産が登録されており、減価償却明細書と貸借対照表が一致していないかった。

(意見)

○ 大学は、県が示した6年間(平成22年度～平成27年度)における中期目標を達成するため、中期計画を策定し、その推進に取り組んでいる。
この中期計画に係る取り組みについて、地方独立行政法人に移行して、初年度にあたる平成22年度は、山梨県公立大学法人評価委員会において、「中期目標を達成するための年度計画がおおむね順調に実施されている。」と評価されている。
一方、大学を取り巻く状況は、急速な少子化の影響による学生の確保などが重要な課題となっている。
大学は、建学の理念の一つである「未来の実践的な担い手を育てる大学」という重要な役割を担っており、今後とも持続的な人材育成に取り組むとともに、中期計画の着実な推進に取り組まれた。

○ 建物附属設備のうち、平成22年4月1日現在で耐用年数を経過していないものは、固定資産台帳に登録し、減価償却を行う。耐用年数を経過しているものについては、県から出資された時点で減価償却が完了されているものとみなし、資産に計上しない。

○ 池田キャンパスの看護実践研究開発センターの改修工事の分が資産に計上されていないかったものであり、平成23年度決算において修正を行う。

○ 山梨県立大学では中期目標を達成するため、年度計画を策定し実施している。
平成22年度は法人化初年度として、地域の創造的な発展を担う人材育成を目指した教育体制の強化や業務運営体制の整備、弾力的な取り組みを推進し、おおむね年度計画を達成した。
平成23年度は引き続き業務運営体制の整備などの取り組みを行っていき、引き続き着実な中期目標の達成を目指して取り組んでいく。
また、県内及び近隣の高校を訪問して大学をPRするとともに、オープンキャンパスを開催して学生・保護者に対し各学部の概要説明や模擬講義、施設見学を行うなど、学生の確保に努めている。

監査対象団体	地方独立行政法人 山梨県立病院機構
所 管 部 局	福祉保健部
監 査 実 施 日	平成23年10月3日～4日、平成23年11月17日
	監査の結果
(指導事項)	<p>○ 平成23年度においては、法人内部監査規程に基づき監査実施計画を策定した上で、監査を実施した。</p>

○ 普通預金については残高証明書を手入しているが、定期預金、債券、借入金については残高証明書を入手していないかった。内部統制上からも最低年1回は入手すべきである。

○ 棚卸資産の帳簿棚卸と実地棚卸で、実地棚卸の方が72,457千円多かった。実地棚卸が多い原因は、モバイルで管理している帳簿棚卸が箱単位であり、個数管理である実地棚卸と誤差が生じているとのことである。誤差が多額とならないよう帳簿の管理方法を見直すべきである。

○ モバイルで管理している帳簿は、薬品・診療材料を箱単位で管理しているため、実地棚卸と差が生じている。
しかし、年度末において、たな卸資産規程第9条の規定に基づく「実地棚卸」を実施し、正しい数値を決算に反映させているが、日々の数量管理については、適当な方法があるかどうか検討する。

○ 地方独立行政法人山梨県立病院機構小口現金等管理規程には、法人は小口現金による経費の支払いの都度、小口現金等出納簿に記載しなければならぬとされているが、出納簿に記載された日付が、法人が金銭を出納した日付でなく、職員が支払いを行った日付となっているのがあった。

○ 該当箇所について、適正な日付に改めた。今後は、適正な記載に努める。

○ 長期の医薬未収金が次のとおり認められた。
H21年度以前の患者一部負担金(決算日現在) 313,532,286円

○ 平成21年度末の患者一部負担金の未収金(平成24年2月29日現在) 295,736,375円(17,795,911円回収済)
今後は適時、文書で督促するが、支払がなされない場合、弁護士事務所と委託契約を締結している未収金管理回収業務委託により未収金残額の低減を図る。

○ 未払消費税額の計上不足額333,200円があった。また切手の在庫388,600円が、貯蔵品に計上されていた。

○ 当該未払消費税の計上不足は、法人移行に伴い正確な税額を把握するため、新たに税理士に依頼し、精査した結果生じたものであるが、今後は決算時に適正額を計上できるよう努めたい。
切手については、切手受払簿において管理していたが、今後は貯蔵品に計上することとする。

○ 地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程には、検査調書の作成について規定されているが、北病院の指紋認証証設置工事において、検査調書が作成されていなかった。

○ 指紋認証証設置工事における検査は行っていたが、不注意により検査調書の作成を失念したものであり、今後は、検査終了後速やかに検査調書の作成を行う。

<p>(意見)</p> <p>○ 病院機構は、県が示した5年間(平成22年度～平成26年度)における中期目標を達成するため、中期計画を策定し、その推進に取り組んでいる。この中期計画に係る取り組みについて、地方独立行政法人に移行して、初年度にあたる平成22年度は、山梨県立病院機構評価委員会において「中期目標の実施状況は順調である。」と評価されている。</p> <p>○ 病院機構は、救命救急医療や周産期母子医療、がん医療など県立病院としての政策医療の確かな実施と、質の高い医療を提供することが求められており、また、医師の確保や育成等も課題となっている。</p> <p>○ ついては、これらの課題に取り組みとともに、中期計画の着実な推進に取り組みたい。</p>	<p>○ 平成23年度までに、中央病院に7対1看護体制を導入するとともに、トクカーによる治療やパリアの妊娠、胎児及び新生児に対する専門的な医療の提供、最適ながん治療を提供するための外来化学療法室の設置など県民に信頼される質の高い医療を提供できるように積極的な取り組みを行った。医師の育成・確保についても積極的な広報活動により、研修医と専修医の合計在籍数は地方独立行政法人移行前の数を上回った。</p> <p>○ 今後は、通院加療が中心のケアの整備やトクカーの運行開始による救命救急医療の充実を図るとともに、医師の育成・確保のため、引き続き、医学生を対象とした研修プログラムの実施や県外で開催される病院説明会への出席等により、中期計画を着実に推進する。</p>
---	---

監査対象団体	財団法人 山梨県林業公社
所 管 部 局	森林環境部
監 査 実 施 日	平成23年9月5日～6日、平成23年10月18日
監査の結果	
講じた措置(又は今後の方針等)	

<p>(指導事項)</p> <p>○ 分収造林事業における消費税の中間納税分が、立替金で処理されているが、税込み経理なので、租税公課として正味財産計算書に費用処理すべきである。</p> <p>○ 住居用や扶養親族届の記載事項に異動を生じた際に、林業公社職員就業規則第5条第3項に基づき履歴事項変更届が提出されていないかつた。</p> <p>○ 武田の杜保健休養林管理受託事業において、講習会の講師料を支払う際、所得税が源泉徴収されていたか。</p>	<p>○ 平成23年度より、消費税の中間納税分を正味財産増減計算書に租税公課費として計上した。</p> <p>○ すでに異動が生じている職員より履歴事項変更届を徴した。今後は、異動が生じた時点で速やかに履歴事項変更届を提出させることとする。</p> <p>○ 平成23年度より、講習会の講師料については所得税の源泉徴収を行った。</p>
--	--

<p>(意見)</p> <p>○ 公社は昭和40年の設立以来、分収林事業を行ってきたが、木材価格の下落等から、将来、分収林を伐採しても採算が見込めず、すべでの分収林契約が終了する平成67年度末には約208億円の債務超過となることが見込まれている。</p> <p>○ こうした中、平成24年度から平成28年度までの5年間で計画期間とする財団法人山梨県林業公社改革プランが策定された。</p> <p>○ 今後、改革プランに基づき、公社の公益財団法人への移行や、改革に必要な取り組みとして、公社停止の手続きや分収林事業について、土地所有者の理解を得ながら実施していく必要がある。</p> <p>○ 公社の債務処理にあたっては、約167億円に及ぶ多額の県民負担が生じることが見込まれており、県民の理解を得るためには、債務抑制に向けた取り組みや、約7800ヘクタールに及ぶ分収林の公益的機能が継続的に発揮されるよう、森林管理について、長期的な視点にたった対応が不可欠であり、改革プランの達成に向け、鋭意努力されたい。</p>	<p>○ 平成23年12月に策定された「財団法人山梨県林業公社改革プラン」に沿って必要な改革の取り組みを実施していくために、計画期間中である「林業公社経営計画」を見直し、改革の取り組みを着実に推進するための指針として、「財団法人山梨県林業公社改革推進計画」を平成24年3月に策定した。</p> <p>○ 今後は、この「改革推進計画」に基づき、債務の抑制や公益的機能の維持増進を念頭におき、「森林整備の方向性の見直し」「分収割合の見直し」「公社の廃止と県への移行」について、県と連携する中で土地所有者に丁寧な説明を行い変更契約手続きを行い、改革に必要な手続きを着実に進めていく。</p>
---	--

監査対象団体	財団法人 山梨県国際交流協会
所 管 部 局	観光部
監 査 実 施 日	平成23年9月15日、平成23年10月27日
監査の結果	
講じた措置(又は今後の方針等)	

<p>(指導事項)</p> <p>○ 法令の改正があったものについて、寄附行為の改正が行われていないものがあつた。</p> <p>○ 法人税の所得の計算にあたり、税務申告における損益計算書には、賞与引当金繰入額と法人税等の過課税に係る還付金が計上されていないかつたが、その繰入額及び還付金額が、税務申告の別表4で減算されていた。</p>	<p>○ 公益財団法人移行に向けての定款変更により、法令の改正を反映し改正する。</p> <p>○ 平成23年11月10日、甲府税務署に修正申告をした。なお、修正申告による追加の法人税額は発生していない。</p>
--	--

監査対象団体	南アールズ南商工会 (補助団体)
所 管 部 局	産業労働部
監 査 実 施 日	平成23年10月12日
	監査の結果
(指導事項)	講じた措置 (又は今後の方針等)
○ 小規模事業経営支援補助金交付要綱に定める取得財産等台帳が整備されていなかった。	○ 小規模事業経営支援補助金交付要綱に定める取得財産等台帳を早急に整備した。

監査対象団体	山梨市グリーンパーク 株式会社 (山梨県笛吹川グリーン公園指定管理者)
所 管 部 局	県土整備部
監 査 実 施 日	平成23年10月5日、平成23年11月16日
	監査の結果
(指導事項)	講じた措置 (又は今後の方針等)
○ 建築基準法に基づく建築物の点検業務が行われていなかった。	○ 建築基準法に基づく特殊検査を実施した。 検査実施日 平成23年10月17日

監査対象団体	S P S ・ 桔 梗 屋 グ ル ー プ (山梨県立美術館・山梨県立文学館・山梨県芸術の森公園指定管理者)
所 管 部 局	教育委員会
監 査 実 施 日	平成23年9月21日、平成23年10月31日
	監査の結果
(指導事項)	講じた措置 (又は今後の方針等)
○ 備品目録に記載された一部の庁用備品について、現品との確認がとれていないものがあつた。	○ 備品目録と庁用備品の照合を詳細に実施し、すでに廃棄処分されていたことが判明した備品については廃棄登録を実施した結果、現在、現品と備品目録は一致している。

3 行政監査

- (1) 監査のテーマ 合同庁舎の管理について
- (2) 監査対象機関、監査実施期間及び監査の結果は、平成23年3月30日発行 (山梨県公報外第二十六号) 山梨県監査委員告示第六号のとおり
- (3) 監査の結果に基づく措置状況

意 見	講じた措置
○ 庁舎等清掃業務委託契約の予定価格の積算を適切に行うべきもの 業務数量の計算誤りや積算項目の計上漏れなどの積算誤りが確認された。 「庁舎等清掃業務委託積算基準」を適切に適用し適正な予定価格の算定を行うとともに、財務事務執行におけるチェック機能の強化に努められたい。	○【中北地域県民センター】北巨摩合同庁舎 平成24年度からの新たな長期継続契約による庁舎清掃委託の積算においては、内容を精査し、適切に行った。 今後とも、合同庁舎間で情報交換を行い、経費の適切かつ効率的な執行に努めていく。
○【東地域県民センター】東山梨合同庁舎 平成24年度から、入札に係る経費の積算にあたっては、積算基準に準拠し適正な執行を図っていく。また、合同庁舎間で情報交換を緊密に行い、経費の適切かつ効率的な執行に努めていく。	○【東地域県民センター】西八代合同庁舎及び南巨摩合同庁舎 平成24年度からの契約に際して、予定価格の積算内容について十分に精査し適切な算定を行うとともに、内部チェック機能の強化を図る。また、合同庁舎間で情報交換を緊密に行い、経費の適切かつ効率的な執行に努めていく。
○【富士・東地域県民センター】富士吉田合同庁舎 平成24年度から平成26年度までの入札を行うにあたり、業務数量の計上誤りを修正し、積算を行った。	○【総合県税事務所】東八代合同庁舎 平成22年度から平成24年度までの長期継続契約を締結しており、平成25年度以降の当該契約について、委託費積算基準を適用して予定価格を積算する方針である。
○【中央児童相談所】福祉プラザ 平成22年度から平成24年度までの長期継続契約を締結しており、平成25年度以降の当該契約について、委託費積算基準を適用して予定価格を積算する方針である。	

<p>○庁舎等清掃業務委託費の平準化を図るべきもの</p> <p>身延合同庁舎における建物の広あたりの委託費は、他庁舎の最低額と比較して4.7倍の乖離が生じている。各庁舎の契約状況を勘案し委託契約の内容を決定するなど委託費の平準化が図られるよう努められたい。</p> <p>○廃棄物処理業務委託契約において契約形態を統一すべきもの</p> <p>各合同庁舎における勤務する職員等一人あたり処理費は、695円から6,520円と大きな乖離が認められた。廃棄物の排出量に基づくと複数単価契約となるよう契約形態の統一を図るとともに、排出量を正確に把握することで廃棄物の減量化にも努められたい。</p>	<p>○【中部横断自動車道推進事務所】身延合同庁舎</p> <p>平成23年度の庁舎清掃業務委託契約において、仕様書の内容の見直しを行い、作業員の常駐時間を半日だったものを3時間に短縮することで委託費の縮減を図った。(平成21年度契約額1,197,000円 → 平成23年度契約額62,208円)</p> <p>○【北北地域県民センター】北巨摩合同庁舎</p> <p>平成24年度の廃棄物処理業務委託契約において複数単価契約を行う。</p> <p>○【陝南地域県民センター】西八代合同庁舎</p> <p>過去3年間の排出実績に基づくと予定数量により総価契約としてきたが、平成23年度契約において廃棄物種類ごとの処理実績量に基づくと複数単価契約とした。</p> <p>○【陝南地域県民センター】南巨摩合同庁舎</p> <p>溶解文書処理業務委託契約については、平成21年度まで全総量に基づく請書の取り交わし(総価契約)を行っていたが、平成22年度から単価契約を行っている。</p> <p>○【富士・東部地域県民センター】南都留合同庁舎</p> <p>一般廃棄物収集運搬処理業務委託について、例年、過去の廃棄物処理数量実績を基に予定価格の算定を行い、結果的に収集、運搬、処理の費用を含めた総価契約を採用していた。平成24年度から、収集運搬費(年額又は月単価)と処理費(従量制)に区分して委託する予定。</p> <p>○【富士・東部地域県民センター】富士吉田合同庁舎</p> <p>平成24年度から廃棄物の排出量に応じた単価契約(従量制)とする予定。</p>
<p>○競争による契約方法を講ずるよう検討すべきもの</p> <p>エレベーターの保守点検業務委託契約は5件全てが単独随意契約となっていた。</p> <p>県庁本館ですでに実績があることから、安全面も考慮しながら、できるかぎり、競争による契約方法を講ずるよう検討されたい。</p>	<p>○【中北地域県民センター】北巨摩合同庁舎</p> <p>平成22年度から平成25年度までの長期継続契約となっておりことから、平成26年度からの新たな長期継続契約において、複数の業者による競争入札を導入する。</p> <p>○【陝東地域県民センター】東山梨合同庁舎</p> <p>平成23年度から平成25年度までの長期継続契約となっていることから、平成26年度からの新たな長期継続契約において、複数の業者による競争入札を導入する。</p> <p>○【富士・東部地域県民センター】富士吉田合同庁舎</p> <p>単独随意契約を行っていたエレベーター保守点検業務について、平成24年度から複数業者による見積り合せを行うこととした。</p> <p>○【総合県税事務所】東八代合同庁舎</p> <p>平成21年7月から平成24年6月までの長期継続契約を締結しており、平成24年7月以降の当該契約について、競争による契約方法を講ずる方向で検討している。</p>
<p>○光熱水費等の縮減に取り組んでいるか</p> <p>電気使用量は、前年度に比較して福祉プラザなど5合同庁舎においてわずかに増加している。</p> <p>各合同庁舎においては、最大需要電力量の発生時期を的確に判断し、その時期に重点的な節電の取組みを実施することによって、電気料金の縮減を図られた。</p> <p>福祉プラザにおける一人あたりの上下水道使用料金は、生徒、職員数が約1,000人規模の学校と比較して約5倍の乖離がある。</p> <p>早急に漏水の可能性も含め、一人あたりの上下水道使用料金が高い原因について分析を行うとともに、井戸水利用の検討を行うなど一人あたり上下水道使用料金の縮減の取組みを進められたい。</p>	<p>○【中央児童相談所】福祉プラザ</p> <p>契約電力を168kWから134kWに減らすとともに、平成22年度までは冷蔵庫の際に、吸収式冷温水機を2台稼働していたが、平成23年度は稼働数を1台停止したところ、電気、都市ガス及び水道の使用量が減少した。また、女子トイレについては、便器に雑音装置を設置する予算要望を行っており、予算措置されれば、節水効果が期待できる。</p> <p>上下水道使用料金については、監査後に漏水点検を職員で行ったが漏水箇所は見あたらなかった。また、一時保護所の上下水道使用量が福祉プラザ全体の4割を占めているが、保護児童の生活を確保するための一般家庭生活を行っている部屋であり、業務としての節水を強行することは困難である。</p> <p>引き続き福祉プラザ全館において節電、節水の貼紙等を行い、職員や来客者へ周知を行う。</p>